

V 医療安全に関する研修・教育

医療安全管理室は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法を病院全職員に周知徹底することを通じて、安全に対する意識を高め、安全に業務を遂行しうる能力を向上させることを目的に医療安全に関する研修会を開催する。また医療法第6条に基づき職員には年2回以上の研修参加を義務付ける。参加状況の管理については、前期・後期の2回研修参加者リストを各部署に配布し、所属長は出席状況を把握するとともに、所属長は個々への研修参加を促す。

委託職員に関しては、委託職員の責任者が出席状況を把握する。

医療安全管理室以外の部署が立案した研修計画については、医療安全管理室に諮り承諾を得たものを医療安全研修の対象とする。医療安全に関する院内研修には以下のものがある。

1 全職員対象の研修

職員全体を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上（6か月に1回以上）開催し、さらに必要に応じて適宜開催する。組織的に医療安全に取り組む意識の啓発が病院全体でできるように、申請者と委員会が中心となって実施する。研修を受講できるように企画し、研修実施後は研修担当者とともに、参加者の反応や達成度について研修を評価し改善する。

職員は全職員対象研修の受講を必須とする。

2 職種別研修

各職種の役割に応じ、進歩する医療技術や安全対策を中心とし、組織の一員として安全対策に取り組む能力を身につける。

3 新入職員研修

病院職員としての安全管理の基礎知識と組織上の仕組みを知る。

個々の業務を遂行するための具体的知識・技術を習得するとともにチームの一員として安全対策に主体的に取り組む能力を身に付ける

4 各部署リスクマネージャー教育

医療安全対策委員会の活動を通し、自己の役割を認識し所属組織における指導的役割を果たすとともに、チームの一員として安全対策を中心として、部署の安全対策に取り組む能力を身につける。